

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成19年度決算(国営土地改良事業特別会計)

・歳入歳出決算の概要

(単位:百万円)

歳 入		歳 出	
一般会計より受入	302,736	土地改良事業費	171,813
借入金	24,218	北海道土地改良事業費	78,467
受託工事費受入	4,321	離島土地改良事業費	8,082
土地改良事業費負担金収入	205,346	沖縄土地改良事業費	4,160
事業費充当分	26,879	農業用施設災害復旧事業費	144
償還金充当分	178,467	受託工事費	4,203
特別徴収金収入	3	土地改良事業工事諸費	23,343
雑収入	3,282	土地改良事業費負担金等収入 一般会計へ繰入	62,291
前年度剰余金受入	34,622	国債整理基金特別会計へ繰入	128,982
合 計	574,532	合 計	481,490

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

- ・一般会計からの繰入金額及び当該繰入金額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額)……………302,736百万円
 (予算に計上した繰入金額)……………249,918百万円
 (相違した理由)

「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第66条第18号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計の平成18年度からの繰越工事があったこと等のため。

- ・借入金等(借入金並びに公債及び証券の発行収入金)の額及び借入金等の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

・(借入金の額)……………24,218百万円
 (予算に計上した借入金の額)……………24,900百万円
 (相違した理由)

事業の翌年度への繰越しに伴い、借入れが予定より少なかったこと等のため。

・(公債発行収入金の額)……………—
 (予算に計上した公債発行収入金の額)……………—
 (相違した理由)……………—

・(証券発行収入金の額)……………—
 (予算に計上した証券発行収入金の額)……………—
 (相違した理由)……………—

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額)……………93,042百万円

(剰余金が生じた理由)

翌年度に繰り越された事業に係る財源として一般会計からの繰入金等を受け入れたこと等のため。

(剰余金の処理の方法)

「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第230条第1項の規定により平成20年度の一般会計の歳入に54,305百万円繰り入れるとともに、平成20年度の食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の歳入に38,737百万円繰り入れた。

平成20年度の食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の歳入に繰り入れた38,737百万円については、

平成20年度に

1. 平成19年度から平成20年度に繰り越された事業の財源として33,207百万円

2. 平成20年度の事業費の財源として及び一般会計からの国費で立替えた受益者負担金を一般会計へ繰り入れる財源等として2,542百万円

平成21年度に

当年度の事業費の財源として及び一般会計からの国費で立替えた受益者負担金を一般会計へ繰り入れる財源等として2,988百万円

を充当する予定である。

- ・平成19年度末における積立金及び資金の残高
 - ・(積立金の残高(平成20年3月31日))…………… —
 - (平成19年度決算により積み立てる額)……… —
 - (積立金の目的)…………… ……………… —
 - ・(資金の残高(平成20年3月31日))…………… —
 - (平成19年度決算により組み入れる額)……… —
 - (資金の目的)…………… ……………… —
- ・その他特別会計において経理されている事務及び事業の内容に照らし必要と認める事項
特になし。

国営土地改良事業特別会計に関するお問い合わせ先
農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課土地改良特別会計班
(代表)03-3502-8111 (内線)5473